

地域ケーブルテレビネットワーク整備事業（放送ネットワーク整備支援事業）

[別紙 1]

災害時の情報伝達手段を確保する観点から、ケーブルテレビ網について以下の支援を実施

- ① ネットワークの切断が想定される箇所等の**2ルート化**(無線化を含む)や**監視制御機能の強化**等
- ② **条件不利地域**における「**2ルート化と同時に**行う」老朽化した**既存幹線の更新**
(離島、豪雪地帯、辺地、山村、半島、特定農山村、過疎地域)

<イメージ図>

○ 補助対象

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター

○ 補助率

(1) 市町村及び市町村の連携主体 : 1/2

(2) 第三セクター : 1/3

(過疎債・辺地債は、(1)の場合、充当可能。
(2)の場合も、市町村が補助を行う場合は同様。)

○ 補助対象経費

センター施設、送受信装置、伝送施設、
鉄塔、局舎、無線設備、用地取得費 等

